破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２４年（フ）第４８４号
札幌市西区八軒６条東２丁目４番12号
破産者　佐野　茂次
1　破産債権の届出期間　平成24年８月３日まで
2　一般調査期日　平成24年９月６日午後２時30分
平成24年７月４日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２５９号
神戸市中央区花隈町５番21―418号、従前の住所兵庫県明石市二見町西二見89番地の２
破産者　髙橋測量登記事務所こと　髙橋　　了
1　破産債権の届出期間　平成24年８月８日まで
2　一般調査期日　平成24年９月19日午前10時
平成24年７月４日
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第７３８５号
大阪市鶴見区浜２丁目５番12号
破産者　株式会社トップステージ
1　破産債権の届出期間　平成24年８月10日まで
2　一般調査期日　平成24年９月13日午後３時30分
平成24年７月４日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４７号
奈良県橿原市地黄町79番地８、住民票上の住所京都府八幡市男山美桜５番地40
破産者　坂井　利幸
1　破産債権の届出期間　平成24年８月17日まで
2　一般調査期日　平成24年10月29日午後１時30分
平成24年７月４日
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１３９号
釧路市富士見３丁目６番14号
破産者　石井　宏昌
1　破産債権の届出期間　平成24年８月20日まで
2　一般調査期日　平成24年９月19日午前11時40分
平成24年７月３日　　釧路地方裁判所

破産債権の特別調査期日

平成２３年（フ）第３１号
滋賀県彦根市高宮町2898番地
破産者　共栄印刷株式会社
特別調査期日　平成24年８月６日午後１時50分
平成24年７月４日　大津地方裁判所彦根支部

債権者集会招集

平成２３年（フ）第８６３３号
大阪府箕面市箕面４丁目２番10号、開始決定時の住所大阪府吹田市佐竹台３丁目７番７号
破産者　赤木　康介
1　期日　平成24年８月７日午後３時30分
2　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成24年７月４日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８６３４号
神戸市垂水区舞子台７丁目１番１―1004号、前住所大阪府吹田市佐竹台３丁目７番７号
破産者　赤木　圭介
1　期日　平成24年８月７日午後３時30分
2　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成24年７月４日
大阪地方裁判所第６民事部

特別清算開始

平成２４年（ヒ）第３０１１号
大阪市西区西本町２丁目１番８号
清算株式会社　株式会社システム環境計画
代表清算人　浦野　好枝
1　決定年月日　平成24年６月28日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
大阪地方裁判所第６民事部

特別清算協定認可

平成２４年（ヒ）第２０２８号
東京都中央区京橋１丁目14番５号土屋ビル３階
清算株式会社　株式会社東京メタル
代表清算人　二宮　　徹
1　決定年月日　平成24年７月３日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
第１　通則
１　略称
本協定においては、次のとおり用語を略称する。
①　株式会社東京メタル　清算株式会社
②　別表「弁済予定表」　別表
③　別表「債権者名」欄記載の各債権者　債権者
④　別表「債権者名」欄記載の各債権者のうち、二宮徹を除く各債権者　金融債権者
⑤　平成24年５月28日（特別清算手続開始決定日）　基準日
２　端数の処理
権利の変更の結果生ずる１円未満の端数は四捨五入する。
３　弁済の場所
本協定における弁済は、金融債権者の指定する銀行口座宛振り込む方法により実施する。
但し、振込手数料は金融債権者の負担とする。
４　債権の合算・債権者の変更
本協定による権利の変更・弁済額の算定にあたっては、債権の種類、発生日、発生原因等の如何にかかわらず、債権者毎に全ての債権を合算してひとつの債権とみなし、弁済額を決定する。
なお、基準日以降に債権の譲渡等により債権者に変更があっても、当該変更前の債権者の債権を基準として弁済額を算定する。
第２　特別清算債権
１　定義
本協定の対象となる特別清算債権とは、基準日までの原因に基づいて発生した協定債権をいう。
２　債権債務の確認
債権者と清算株式会社とは、債権者が清算株式会社に対して基準日現在有している債権元本の総額が、別表「債権元本額」欄記載の各金額（以下「本件債権」という。）であることを相互に確認する。
３　特別清算債権の弁済
⑴　第一回弁済
①　特別清算債権に対する第一回弁済は、本件債権を基準として行う。
②　金融債権者は、特別清算債権につき、以下の定めによる権利の変更を受けて、第一回弁済を受ける。
㋐　弁済額
特別清算債権に対する第一回弁済は、別表「第一回弁済予定額」欄の「合計」欄記載の金額を基に、金融債権者の本件債権にて按分した金額を㋑記載の方法により支払うことにより行う。
その金額は、別表「第一回弁済予定額」欄記載のとおりである（以下「第一回弁済額」という。）。
㋑　弁済の方法
清算株式会社は、金融債権者に対し、本協定案に対する特別清算裁判所の認可決定確定の日から10営業日以内に、第一回弁済額を弁済する。
⑵　追加弁済
清算株式会社は、金融債権者に対し、後記第４記載の共益債権及び優先債権（以下「共益債権等」という。）の弁済が完了したときから１か月以内に、第一回弁済並びに共益債権等の弁済後存在する残余の原資を以て、前記第２の３⑴②㋐の方法により算定された金額を追加弁済する。
第３　債権放棄等
１　債権元本
金融債権者は、清算株式会社に対し、第一回弁済時、本件債権から別表「弁済予定額」欄記載の金額を控除した残余の債権を放棄し、清算株式会社はその免除を受ける。
金融債権者が上記のとおり放棄する本件債権の金額は、別表「債権放棄予定額」欄記載のとおりである。
２　利息・損害金等
金融債権者は、本件債権に附帯する利息・損害金等一切の債権を放棄し、清算株式会社はその債務の免除を受ける。
３　二宮徹は、清算株式会社に対して有する本件債権全額及びこれに附帯する利息・損害金等一切の債権を放棄し、清算株式会社はその債務の免除を受ける。
４　前記第２の３⑵に基づき、清算株式会社が金融債権者に追加弁済する場合は、同追加弁済の限度で既になされた債権放棄は遡ってその効力を失う。